



内閣府

資料1-2

重要ミッション 「特定離島である南鳥島と その周辺海域の開発の推進」について

内閣府総合海洋政策推進事務局

令和8年2月6日

南鳥島の概要

【南鳥島の位置】



※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域

出典：海上保安庁ホームページ

1. 地理関係

最高標高：約9m（平坦な島）

面積：約1.5km²（1辺-約2kmの正三角形）

位置：東京から約1,950km

2. 気候関係

気候：海洋性気候（熱帯気候と亜熱帯気候の推移帯）

年平均気温：25.8度

年間降水量：1,052.8mm

※年平均気温、年間降水量は、1991年～2020年（資料年数30年）に基づく。

3. 施設関係

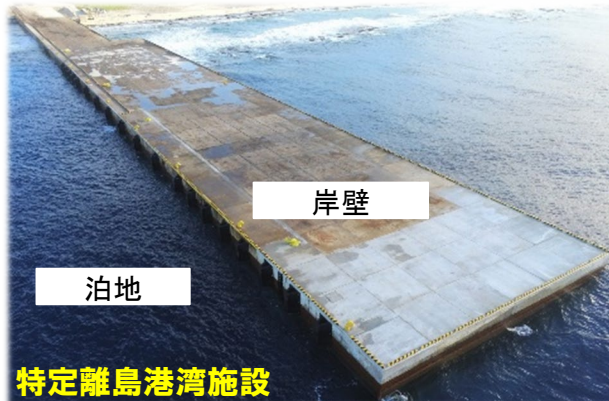
土地・建物等：防衛省・国交省・気象庁・林野庁が行政財産として所有

滑走路：自衛隊輸送機が利用

特定離島港湾施設：岸壁、泊地



南鳥島



特定離島港湾施設



滑走路

海洋開発等重点戦略工程表 「特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進」について

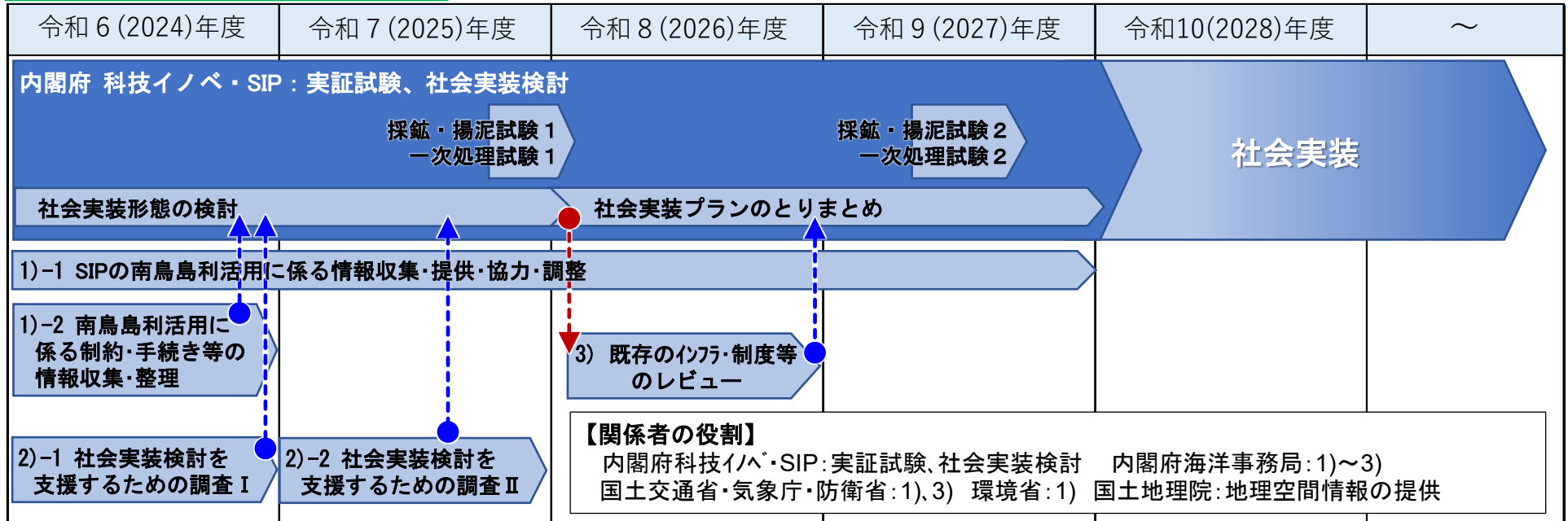
背景・現状及び施策の必要性

- 我が国の経済安全保障の確保、気候変動緩和策の安定的な推進のため、南鳥島周辺海域のレアアース生産が必要。
- SIPによるレアアース生産の社会実装検討には、南鳥島の特殊性を踏まえた各種情報提供や協力など支援が必要。

達成すべき目標

- ・ SIPによる実効性の高い社会実装プランのとりまとめ（令和9（2027）年度目標）を支援し、社会実装の早期実現を促す。

取組の方向性



主な成果指標

【社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保】

- 令和8(2026)年3月まで 内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査
- 令和8(2026)年3月まで SIPによる社会実装形態案のとりまとめ ← 支援
- 令和9(2027)年3月まで 内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー
- 令和10(2028)年3月まで SIPによるレアアース生産の社会実装化プランのとりまとめ ← 支援 ⇒ 令和10(2028)年度以降、社会実装へ

【適用技術の実証：SIPによるレアアース生産に係る試験】

- 令和8(2026)年2月まで 採鉱・揚泥試験1(技術実証)、 令和8(2026)年4月まで 一次処理試験1(精錬処理等の技術実証)
- 令和9(2027)年10月まで 採鉱・揚泥試験2(350t/日規模)、 令和9(2027)年12月まで 一次処理試験2(350t/日規模の精錬処理等)

●:内閣府海洋事務局、国交省・気象庁・国土地理院、環境省、防衛省
○:内閣府科学技術イノベーション推進事務局・SIP

■内閣府海洋事務局によるS I Pへの支援内容

・ S I Pの検討が円滑かつ確実に進むことを目的として、内閣府海洋事務局では、以下の項目に関して検討・調査等を行い、必要な情報をS I Pに対して提供。

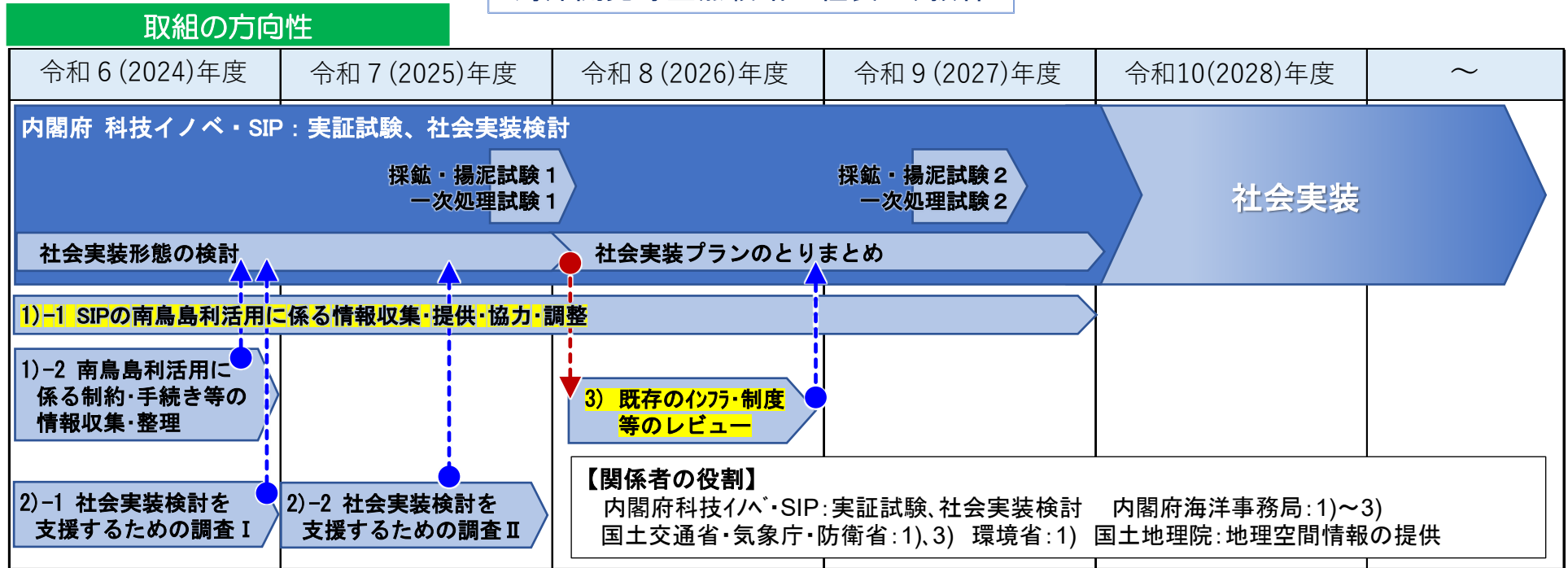
1. 南鳥島においてレアアース生産を行うにあたっての制約事項・調整事項の整理
2. 南鳥島の現場条件（地形・地質・自然条件等）、南鳥島の自然的リスクの情報（台風、高潮、津波、濁水、地震…）の調査・整理
3. S I Pが検討する産業化の規模を踏まえ、南鳥島の既存施設等のレビューの実施

■これまでの取り組み状況

- ・ S I Pによる採鉱・揚泥試験の実施に向けて、関係省庁との調整等を実施。
- ・ 東京都や小笠原村に対する、南鳥島における取組内容の説明を実施。
- ・ 令和6年度には、既往調査の整理や、南鳥島現地での予備調査を実施。
- ・ 令和7年度には、令和6年度に実施した調査等を踏まえ、備船も使用した南鳥島現地での調査（地形、土質、水環境、動植物）等を実施。

令和8年度の取組方針 ～南鳥島の利活用に向けて～

海洋開発等重点戦略工程表より抜粋



令和8年度の取組方針

- ・SIPによる採鉱・揚泥試験の実施に向けて、引き続き関係省庁との調整等を実施。
- ・SIPによる社会実装プランのとりまとめを支援するため、これまで海洋事務局で実施した調査や情報収集等も踏まえ、既存のインフラ・制度等のレビューを実施し、海洋事務局からSIPに提供を実施。
- ・引き続き、東京都や小笠原村に対する、南鳥島における取組状況の説明を実施。

■審議の経過

- ・令和6年度は下記の2点について審議を実施し、令和7年3月に意見書を取りまとめた。
 1. 海洋開発等重点戦略の実施に当たり留意すべき事項、
 2. 府省横断的に推進すべき施策、施策横断的に留意すべき事項等

■意見書への対応状況

- ・南鳥島活用に係る電力確保の観点からの調査実施に際して、再生可能エネルギーの活用についても、調査に含める必要。
→今年度実施している調査業務では、再生可能エネルギーも考慮した電気の確保や水の確保について検討を実施。
- ・南鳥島は本州から航路で約1,950km離れた離島であることを踏まえ、この海域での活動に当たっては、十分な安全対策、万一事故が発生した場合における救難体制の確保、周辺国等による監視・調査活動が活発化した場合の備え等について、留意すべき。
→防衛省・海上保安庁をはじめとする関係機関に対して、必要な情報提供を実施するとともに、これら関係機関は適切に対応を実施。
- ・SIPや海洋事務局の調査等を通じて得られた情報は、他の活動を支援する際にも有効である可能性があるため、経済安全保障を含む安全保障等の観点に十分留意しつつ、可能な範囲で情報共有するなど、適切に活用されるべき。
→昨年度の調査結果も含め、関係省庁間で必要な情報共有を実施。